

## 改正国際保健規則（IHR2005）に基づく情報収集及び情報伝達

### 1. 改正国際保健規則（IHR2005）に規定されている情報収集及び情報伝達に関する

#### 主な事項

##### 1) WHO に通告すべき事象

自国領域内で発生した国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象及びそれら事象に対して実施される一切の保健上の措置

##### 2) WHO への伝達経路

改正国際保健規則（IHR2005）に基づき指定する国内 IHR 連絡窓口を通じて、利用できる最も効率的な伝達手段による

##### 3) WHO への通告期限

公衆の保健上の情報を評価した後 24 時間以内

##### 4) 体制構築の期限

サーベイランス及び対応能力に関しては発効から 5 年以内

### 2. 厚生労働省における情報収集及び情報伝達の体制について

#### 1) 情報の収集

「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、健康危機管理担当部局を中心とした情報収集を継続し、既存の法令によって報告が規定されている事項（感染症、食中毒等）については規定の報告を行うこととする。

その他の事態については、当面の間、都道府県等に対し通常とは異なる重症患者等の把握に関する情報提供を依頼した、「国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日 科発第 1215002 号等連名通知）」等に則って対応する。

#### 2) 情報の評価

上記報告が寄せられた場合、速やかに健康危機管理担当部局において情報の評価を行う。さらに、省内及び厚生労働省所管の試験研究機関等の担当者・専門家からなる健康危機管理調整会議等において、情報の分析、対応についての検討を行う。また、必要に応じ、健康危機管理部会を招集し、専門的な評価・検討を行う。

#### 3) 情報の伝達

評価の結果、WHO への通告が必要である場合は、国内 IHR 連絡窓口である厚生科学課を通じて、速やかに情報提供を行う。

また、国内 IHR 連絡窓口に対し WHO 等から重要な情報の提供があった場合は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、地方支分局、都道府県、保健所、地方衛生研究所、独立行政法人国立病院機構等に対し情報を伝達するとともに、原因物質に応じて、関係省庁等に迅速に情報提供を行う。

## 【主な関連条項】

# 国際保健規則（2005）

## 第一編 定義、目的及び範囲、諸原則及び 管轄機関

### 第一条 定義

#### 1. 国際保健規則（以下「本規則」と称する）の適用上、

「感染した対象」とは、公衆の保健上の危険を構成するような感染した若しくは汚染された人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品、郵送小包若しくは人間の遺体、又は感染若しくは汚染の保因源をいう。

「感染地域」とは、本規則に基づき世界保健機関により保健上の措置を勧告された特定の地理的地域をいう。

「航空機」とは、国際通行を行なう航空機をいう。

「空港」とは、国際航空の発着するすべての空港をいう。

輸送機関の「到着」とは、次のことをいう。

- (a) 海上航行の船舶の場合は、港の特定区域への到着又は錨泊。
- (b) 航空機の場合は、空港への到着。
- (c) 内水航行の国際通行船舶の場合は、入域地点への到着。
- (d) 列車又は路上車輛の場合は、入域地点への到着。

「手荷物」とは、旅行者の手廻品をいう。

「貨物」とは、輸送機関上又はコンテナ内で輸送される物品をいう。

「権限当局」とは、本規則に基づく保健上の措置の実施及び適用を所管する機関をいう。

「コンテナ」とは、輸送用機材の一種であって次の性質を備えたものをいう。

- (a) 耐久性があり、従って反復使用に適するよう十分な強度があること。
- (b) 一種又はそれ以上の輸送型式による物品の輸送を、中途において詰め替えを行なわないことによって容易化するよう特に設計されていること。
- (c) とくに一型式の輸送機関から他の型式のものへ積替えの際に簡便な操作ができるような装置を備えていること。

(d) 内容物の充填及び空荷の操作を容易にするよう特別に設計されていること。

「コンテナ積み込み区域」とは、国際通行において使用されるコンテナのために設けられた場所又は施設をいう。

「汚染」とは、人体若しくは動物の体表面又は消費製品その他の無機物（輸送機関を含む）に、公衆の保健上の危険を構成するおそれのある感染因子又は有毒物が存在していることをいう。

「輸送機関」とは、国際通行に使用される航空機、船舶、列車、路上車輛その他の輸送手段をいう。

「輸送機関の運行者」とは、輸送機関を管理する自然人若しくは法人又はその代理人をいう。

「乗組員」とは、輸送機関に搭乗する乗客でない者をいう。

「除染」とは、人体若しくは動物の体表面又は消費製品その他の無機物（輸送機関を含む）に存在する公衆の保健上の危険を構成するおそれのある感染因子又は有毒物を除去するための保健上の措置を行なう手続をいう。

「出発」とは、人、手荷物、貨物、輸送機関又は物品が領域を去る行為をいう。

「ねずみ族駆除」とは、入域地点において手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、施設、物品及び郵送小包に存在する人の疾病のげっ歯類の媒介動物を管理する又は殺すための保健上の措置を行なう手続をいう。

「事務局長」とは、世界保健機関の事務局長をいう。

「疾病」とは、その病原又は源泉にかかわらず、人に対して重大な害を生じさせる又は生じさせるおそれのある病気又は医学的症候をいう。

「消毒」とは、科学的又は物理的な薬剤により人体若しくは動物の体表面又は手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品並びに郵送小包に存在する感染因子を管理する又は殺すための保健上の措置を行なう手続をいう。

「虫類駆除」とは、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び郵送小包に存在する人の疾病の媒介虫類を管理する又は殺すための保健上の措置を行なう手続をいう。

「事象」とは、疾病の顕在化又は疾病を潜在させる事態の発生をいう。

「自由交通許可」とは、船舶については入港、乗船若しくは上陸、又は貨物若しくは用品の荷おろし若しくは積み込みを行なうことの許可を、航空機については着陸後に搭乗若しくは上陸、又は貨物若しくは用品の荷おろし若しくは積み込みを行なうことの許可を、さらに陸上輸送車輛については到着とともに乗車若しくは上陸、又は貨物若しくは用品の荷おろし若しくは積み込みを行なうことの許可をいう。

「物品」とは、輸送機関上で使用するものを含め、国際通行によって輸送される動

植物を含む有形物をいう。

「陸上越境地点」とは、路上車輛及び列車によって利用されるものを含む、参加国の陸上の入域地点をいう。

「陸上輸送車輛」とは、列車、バス、トラック及び自動車を含む、国際通行を行なう陸路輸送用のモーター付き輸送機関をいう。

「保健上の措置」とは、疾病又は汚染の拡大を防止するために適用される手続をいう。保健上の措置には、法執行措置或いは安全保障措置は含まれない。

「病人」とは、公衆の保健上の危険をもたらすおそれのある身体的不調をきたした者又は影響を受けた者をいう。

「感染」とは、公衆の保健上の危険を構成するおそれのある感染因子が人及び動物の身体に入り、増大又は増殖することをいう。

「検査」とは、公衆の保健上の危険が存在するか否かを確認するために権限当局により又はその監督の下で行なわれる地域、手荷物、コンテナ、輸送機関、施設、物品又は郵送小包（関連資料及び書類を含む）の検査をいう。

「国際交通」とは、人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包の国境を越えた移動（国際取引を含む）をいう。

「国際通行」とは、次のことをいう。

(a) 輸送機関にあつては、複数の国の領域内の入域地点間の通行、又は同一国の領域（領域が複数にわたる場合を含む）内の入域地点間の通行であっても輸送機関がその通行の途中で他国の領域に接触する場合は、その接触に係る通行。

(b) 旅行者にあつては、その者が通行を開始する国の領域以外の国の領域への立入りを伴う通行。

「立ち入った」とは、密接若しくは個人的な接触又は質問を通じて不快感を惹き起こしうることをいう。

「侵襲」とは、皮膚の穿刺若しくは切開又は身体への器具若しくは異物の挿入又は体腔の検査をいう。本規則の適用上、耳、鼻並びに口の医学的検査、耳腔体温計、口腔体温計若しくは皮膚体温計又は熱探知計を利用した体温検査、医学的検診、聴診、体外触診、検影法、尿、便若しくは唾液標本の体外的採取、体外的血圧測定、及び心電図検査は侵襲とは看做されないものとする。

「隔離」とは、感染又は汚染が拡がることを防止するための方法として、病人又は感染した人又は汚染された手荷物、コンテナ、輸送機関、物品若しくは郵送小包を他から分離することをいう。

「医学的検査」とは、授権された保健職員又は権限当局の直接の監督の下にある者が対象者の健康状態及び他者に対する潜在的な公衆の保健上の危険を確認するために

行なう予診行為をいい、これには保健上の書類の検査、及び個々の状況において正当化される場合には身体への検査が含まれることもある。

「国内 IHR 連絡窓口」とは、本規則に規定する「WHO IHR 連絡窓口」と常に連絡をとれるよう各参加国が指定する国内機関をいう。

「本機関」又は「WHO」とは、世界保健機関をいう。

「永住」とは、関係参加国の国内法において定義する意味を有する。

「個人データ」とは、特定の又は特定可能な自然人に関するすべての情報をいう。

「入域地点」とは、旅行者、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品並びに郵送小包の国境を越えた入出国のための通過点及びそれらに対して入出国に関する業務を提供する機関並びに区域をいう。

「港」とは、国際通行船舶が入出港する内水内の港又は海港をいう。

「郵送小包」とは、郵便その他の配達業務により国際的に運送される住所付き送付物又は包装物をいう。

「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」とは、本規則において次のとおり規定する異常事態をいう。

(i) 疾病の国際的拡大により他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態。

(ii) 潜在的に国際的対策の調整が必要な事態。

「公衆の保健上の監察」とは、疾病伝播の危険を確認する目的で長期的に旅行者の健康状態を監視することをいう。

「公衆の保健上の危険」とは、人の集団的健康に否定的な影響を及ぼすおそれのある事態をいい、とくに国際的に拡大するおそれのあるもの又は重大且つ直接の危険をもたらすおそれのあるものをいう。

「検疫拘束」とは、感染又は汚染が拡がる可能性を防止するための方法として、発病していないが感染したおそれのある対象者又は感染したおそれのある対象手荷物、コンテナ、輸送機関若しくは物品を他から分離すること、及び／又は、活動を制限することをいう。

「勧告」及び「勧告された」とは、本規則に基づき発せられる暫定的又は恒常的勧告をいう。

「保有宿主」とは、感染因子が常態的に寄生しその存在が公衆の保健上の危険を構成するおそれのある動植物その他の実体をいう。

「路上車輛」とは、列車以外の陸上輸送車輛をいう。

「科学的証拠」とは、確立し且つ受容されている科学的方法に基づき一定水準の証明を提供する情報をいう。

「科学的諸原則」とは、科学的方法を通じて認知され受容されている自然に関する基本法則及び事実をいう。

「船舶」とは、国際通行を行なう海上航行又は内水航行の船舶をいう。

「恒常的勧告」とは、第十六条に従い、疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通の障害を最小限に抑えるために、必要な日常的又は定期的に適用される適当な保健上の措置に関して、世界保健機関が特定の進行中の公衆の保健上の危険について発する非拘束的な助言をいう。

「サーベイランス」とは、公衆の保健を目的とするデータの体系的継続的収集、収集並びに分析を行い、及び必要な場合に評価並びに公衆保健対策のために公衆保健上の情報を適宜伝達することをいう。

「感染したおそれのある対象」とは、公衆の保健上の危険に晒されたことがある又は晒された可能性があるとして参加国がみなす人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包で、疾病の拡大の源泉になる可能性のあるものをいう。

「暫定的勧告」とは、第十五条に従い、疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通の障害を最小限に抑えるために、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態に対応して世界保健機関が時限的に特定の危険に適用するために発する非拘束的な助言をいう。

「一時滞在」とは、関係参加国の国内法において定義する意味を有する。

「旅行者」とは、国際通行を行なう自然人をいう。

「媒介体」とは、公衆の保健上の危険を構成するおそれのある感染因子を常態的に運ぶ虫類その他の動物をいう。

「検証」とは、参加国の領域（領域が複数にわたる場合を含む）内で発生した事象の状況を確認するために当該参加国が世界保健機関に情報を提供することをいう。

「WHO IHR 連絡窓口」とは、「国内 IHR 連絡窓口」と常に連絡をとれるよう世界保健機関が設ける部局をいう。

2. 文脈が別段特定又は確定する場合を除き、本規則という場合には本規則の附録が含まれる。

## 第二条 目的及び範囲

本規則の目的及び範囲は、国際交通及び取引に対する不要な障害を回避し、公衆の保健上の危険に応じた制限的な仕方で、疾病の国際的拡大を防止し、防護し、管理し、及びそのための公衆保健対策を提供することである。

### 第三条 諸原則

1. 本規則の実施は、人間の尊厳、人権及び基本的自由を完全に尊重して行なわなければならない。
2. 本規則の実施は、国連憲章及び世界保健機関憲章に従って行なわなければならない。
3. 本規則の実施は、疾病の国際的拡大から世界のすべての人々を保護するために普遍的に適用するという目標に従って行なわなければならない。
4. 諸国は、国連憲章及び国際法の諸原則に従い、自国の保健政策に基づき立法を行い且つそれを実施する主権的権利を有する。その際、諸国は本規則の目的を尊重することが求められる。

### 第四条 管轄機関

1. 各参加国は、個々の自国管轄権内において、本規則に基づく保健上の措置の実施を所管する機関及び国内 IHR 連絡窓口を指定又は設置しなければならない。
2. 国内 IHR 連絡窓口は、本条第三項に規定する WHO IHR 連絡窓口と常に連絡がとれるようにしなければならない。国内 IHR 連絡窓口の任務には、次のものを含めるものとする。
  - (a) 関係参加国のために、とくに第六条から第十二条に基づき、本規則の実施に関する緊急連絡を WHO IHR 連絡窓口を送付すること。及び、
  - (b) サーベイランス並びに報告、入域地点、公衆保健業務、診療所並びに病院の所管省庁その他の政府機関を含む参加国の関係行政部局に情報を伝達し、且つそれらからの情報を整理すること。
3. 世界保健機関は IHR 連絡窓口を指定し、国内 IHR 連絡窓口と常に連絡がとれるようにしなければならない。WHO IHR 連絡窓口は、とくに第六条から第十二条に基づき、関係参加国の国内 IHR 連絡窓口の本規則の実施に関する緊急連絡を送付するものとする。世界保健機関は、本機関の本部又は地域拠点に WHO IHR 連絡窓口を指定することができる。
4. 参加国は自国の国内 IHR 連絡窓口の詳細な連絡先を世界保健機関に通知し、世界保健機関は WHO IHR 連絡窓口の詳細な連絡先を参加国に通知しなければならない。これらの詳細な連絡先は継続的に更新し、毎年確認するものとする。世界保健機関は、本条に従い通知された国内 IHR 連絡窓口の詳細な連絡先をすべての参加国が利用できるようにしなければならない。

## 第二編—情報及び公衆保健対策

### 第五条 サーベイランス

1. 各参加国は、可及的速やかに、但し自国に対して本規則が発効してから五年以内

に、本規則に従い事象を発見し、評価し、通告し且つ報告する能力（附録第一に詳細記載）を構築し、強化し且つ維持しなければならない。

2. 参加国は、附録第一のパート A 第二項に言及する評価の後、正当な必要性に基づき実施計画を世界保健機関に報告し、その際、本条第一項の義務を履行するために二年間の延長を受けることができる。さらに参加国は、新規の実施計画により支持される例外的な場合に、二年を超えない範囲で事務局長に追加的な延長を求めることができる。事務局長は、第五十条に基づき設置される委員会（以下「再検討委員会」という）の技術的な助言を考慮して決定を行なうものとする。本条第一項に規定する期間後、延長を認められた参加国は、完全な履行までの進捗状況を毎年世界保健機関に報告しなければならない。

3. 世界保健機関は、要請に基づき、本条第一項に規定する能力を参加国が構築、強化及び維持するのを援助するものとする。

4. 世界保健機関は、そのサーベイランス活動を通じて事象に関する情報を収集し、国際的な疾病の拡大と国際交通の阻害をもたらす可能性を評価するものとする。本項に基づき世界保健機関が受理した情報は、それが適当な場合には第十一条及び四十五条に従って扱われるものとする。

#### 第六条 通告

1. 各参加国は、附録第二の決定手続に従って、自国領域内で発生した事象を評価しなければならない。各参加国は、公衆の保健上の情報を評価した後二十四時間以内に、決定手続に従い自国領域内で発生した国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象及びそれら事象に対して実施される一切の保健上の措置を、国内 IHR 連絡窓口を通じて、利用できる最も効率的な伝達手段により、世界保健機関に通告しなければならない。世界保健機関が受けた通告に国際原子力機関（IAEA）の権限事項が含まれる場合には、世界保健機関は直ちにそれを国際原子力機関に通告するものとする。

2. 通告後、参加国は引き続き、可能な限り、通告した事象に関して入手しうる正確且つ十分詳細な公衆の保健上の情報（症例の定義、実験室結果、危険の源泉並びに種類、症例並びに死者の数、疾病の拡大に関する状況、及び採用された保健上の措置を含む）を適宜世界保健機関に伝達するとともに、必要な場合には潜在的な国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態に対応するに際して直面した困難並びに必要な支援を報告しなければならない。

#### 第七条 予期されない又は特異な公衆の保健上の事象が発生した場合の情報の共有

参加国は、その病原又は源泉にかかわらず、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのある予期されない又は特異な公衆の保健上の事象が自国領域内で発生した証拠がある場合には、関連するすべての公衆の保健上の情報を世界保健機関に提供しなければならない。この場合、第六条の規定が全面的に適用されるものとする。



## 第八条 協議

参加国は、第六条に規定する通告が要求されない事象、とくに決定手続を完了するために入手しうる情報が不十分であるような事象が自国の領域内で発生した場合にも、国内 IHR 連絡窓口を通じてそれを世界保健機関に通知し、適当な保健上の措置について世界保健機関と協議することができる。かかる連絡は、第十一条第二項乃至第四項に従って扱われる。自国の領域内でかかる事象が発生した参加国は、自国が取得した一切の疫学的証拠を評価するために世界保健機関に援助を要請することができる。

## 第九条 その他の報告

1. 世界保健機関は、通告又は協議以外の情報源から報告があった場合にはそれを検討し、確立した疫学上の諸原則に基づき報告を評価し、さらに領域内で事象が発生していると申し立てられた参加国に対し当該事象についての情報を伝達するものとする。世界保健機関は、前記の報告に基づき何らかの行動を講じる前に、領域内で事象が発生していると申し立てられた参加国と協議し、第十条に規定する手続に従って当該参加国から検証を得るよう試みるものとする。前記の目的のため、世界保健機関は受理した情報を参加諸国が利用できるようにするものとし、適正に正当化される場合のみその情報源を秘密に維持することができる。前記の情報は、第十一条に規定する手続に従って使用される。
2. 各参加国は、次のものの輸出入により判明した、自国の領域外で確認された疾病の国際的拡大をもたらすおそれのある公衆の保健上の危険に関する証拠を、実行しうる限り、証拠の受領後二十四時間以内に世界保健機関に通知しなければならない。
  - (a) 人の症例
  - (b) 感染又は汚染を運ぶ媒介体
  - (c) 汚染された物品

## 第十条 検証

1. 世界保健機関は、第九条に従って、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのある事象が領域内で発生していると申し立てられた参加国に対し、通告又は協議以外の情報源からの報告を検証するよう要請するものとする。この場合、世界保健機関は、検証を要請している報告のことを関係参加国に通知するものとする。
2. 前項及び第九条に従い、各参加国は、世界保健機関から要請があった場合には、次の事項を検証し且つ提供しなければならない。
  - (a) 二十四時間以内に、世界保健機関の要請に対する最初の応答又は確認。
  - (b) 二十四時間以内に、世界保健機関の要請に言及されている事象の状況に関して入手しうる公衆の保健上の情報。及び、
  - (c) 本条に規定する関連情報を含め、第六条に基づく評価に関して世界保健機関

に提出する情報。

3. 世界保健機関は、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのある事象に関する情報を受理した場合には、疾病の国際的拡大の潜在的可能性、国際交通の阻害可能性及び管理措置の十分性を評価するために関係参加国と協働することを申し出るものとする。かかる行動には、国内権限当局が実地評価を行い且つ調整するのを支援するための他の基準設定組織との協働及び国際援助の動員の申し出を含めることができる。また、参加国から要請があった場合には、世界保健機関は前記の申し出を裏付ける情報を提供するものとする。

4. 参加国が協働の申し出を受け入れなかった場合であっても、公衆の保健上の危険の重大さから正当化される場合には、世界保健機関は関係参加国の見解を考慮しつつ当該参加国に世界保健機関による協働の申し出を受け入れるよう促す一方、自身が入手可能な情報を他の参加国と共有することができる。